

平成
28年

夏の交通事故防止 県民総ぐるみ運動



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

期間

平成28年7月16日(土)~7月25日(月)までの10日間

カチツとね

ベルトが守る

その笑顔

運動のスローガン



平成二十七年度「シルバーメール作戦」
会津美里町立本郷小学校三年生の作品

みんながね

ルール守れば

ほら笑顔

年間スローガン

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の
重点

- 1 自転車の安全利用の推進(特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底)
- 2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもの交通事故被害状況

6月10日現在、子どもの交通事故死者は2人(前年同期比+2人)、傷者数は120人(前年同期比-57人)で、傷者の内訳は、車両同乗中が72人、歩行中が30人、自転車乗用中が18人です。

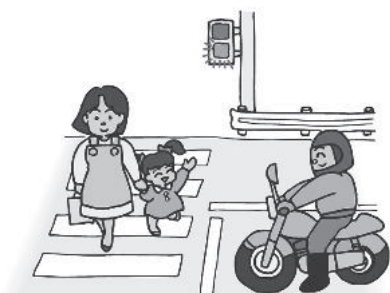
夏休みに入ると、子どもが外出する機会が多くなります。

交通安全は家庭からです。お子さんが安全に楽しく夏休みを過ごせるよう、交通安全について指導し、交通事故を未然に防ぎましょう。



子どもの交通事故を防ぐには

- 保護者の皆さん、子どもと一緒に通学路や自宅周辺などの道路を歩き、危険な箇所を把握するようにしましょう。
- 子どもを車に同乗させる際には、必ずシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させましょう。
- 道路を横断する時は、急な飛び出しをしないよう「止まる・見る・待つ」の正しい道路横断方法を習慣づけましょう。
- 運転者は、子どもの飛び出しなど危険を予測した安全運転を励行しましょう。特に、通学路や生活道路等では、スピードを落として安全に走行しましょう。



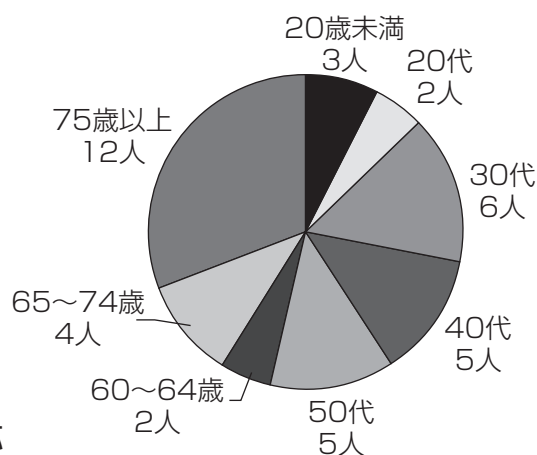
高齢者の交通事故被害状況

6月10日現在、県内の交通死亡事故は、38件、死者39人(前年同期比+8件・+9人)で、死者39人中65歳以上の高齢者は16人(約41%)を占め、うち四輪車運転又は同乗中が5人、歩行者が7人に上っています。

高齢者の交通事故を防ぐには

- 高齢運転者は、自己の運動・運転能力等の変化に応じたゆとりある運転を行いましょ。特に、交差点やカーブでの十分な減速と安全確認を確実にしましょ。
- 運転者は、高齢者や高齢者マークを付けた車両を見掛けたら速度を落とし、「目配り」「気配り」「思いやり」のある運転に努めましょ。
- 高齢者は、道路を横断する際、左右の安全を十分確認し、近く車が見えたら無理に渡らず、通りすぎるのを待ってから横断しましょ。

死者の年齢別内訳(H28.6.10現在)



運動の重点1 自転車の安全利用の推進(特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底)

○ 自転車利用者は、
「福島県自転車安全利用五則」を守りましょう!




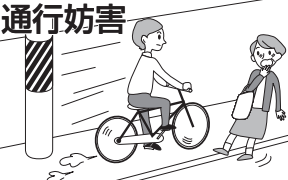



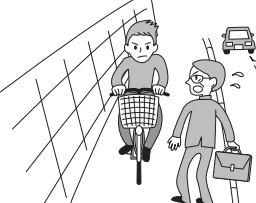
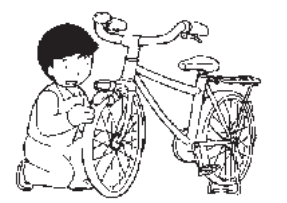

平成27年の自転車乗用中の死傷者は、死者数9人(前年比+3人) 傷者数691人(前年比-114人)で、約4割の自転車運転者に違反が認められています。

昨年6月1日から自転車運転者講習制度が施行されています。

【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

自転車運転者講習に関して定められた危険行為 14種

<p>①信号無視 赤信号でも渡ろうとすること。</p> 	<p>②通行禁止道路の通行 歩行者用道路など道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行すること。</p> 
<p>③歩行者用道路での歩行者妨害 自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に歩行者に注意を払わなかったり、徐行しなかったりすること。</p> 	<p>④歩道通行や車道の右側通行等 道路の右側を通行、通行可を示す標識等がない歩道を通行することなど。</p> 
<p>⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行すること。</p> 	<p>⑥遮断踏切立ち入り 遮断機が下りているにもかかわらず踏切に立ち入ること。</p> 
<p>⑦交差点安全進行義務違反 信号がない交差点で、左方からくる車を妨害、優先道路にある車両等への進行を妨害することなど。</p> 	<p>⑧交差点優先車妨害等 交差点右折時に直進車・左折車の進行を妨害すること。</p> 
<p>⑨環状交差点安全進行義務違反 環状交差点内の通行車を妨害すること。(現在、福島県内には環状交差点はない。)</p> 	<p>⑩指定場所一時不停止等 一時停止の標識があっても停止しないことなど。</p> 
<p>⑪歩道通行時の通行方法違反 歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないことなど。</p> 	<p>⑫制動装置(ブレーキ) ブレーキがなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車を運転すること。</p> 
<p>⑬酒酔い運転 酒に酔って自転車を運転すること。</p> 	<p>⑭安全運転義務違反 安全操作の義務、安全確認の義務、二人乗り、並進、無灯火など。</p> 

運動の重点2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトはあなたと同乗者の命綱

5月31日現在、県内の四輪車乗車中の事故死者は21人で、うち8人は、シートベルトを着用していませんでした。

シートベルト非着用状態で事故に遭った場合、「同乗者に被害を与える」「車外に放出される」等の危険があります。

シートベルトは運転者自身の被害を軽減したり、命を守るだけでなく同乗者も守ることにもつな갑니다ので、車に乗ったら必ず、また、行楽等で観光バスなどに乗車する際も、シートベルトを着用しましょう。

シートベルトは、「高速道路だけでなく一般道路も後部座席を含めて全席着用が義務」です。



- 運転席、助手席はもちろん、後部座席についてももしっかり着用しましょう！
- 子どもの命を守るため、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう！

運動の重点3 飲酒運転の根絶

県内の飲酒運転の状況

6月10日現在、飲酒交通事故(物損事故を含む)は183件(前年比-5件)発生し、死傷者数は52人(前年比-5人)に上っています。

週末や夜間に限らず平日の日中でも飲酒交通事故が発生していますので注意しましょう。



ハンドルキーパー

飲酒運転を防止するには

- 「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。
- 飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。
- ハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- 職場ではアルコール検知器を活用するなど指導しましょう。
- 自転車も車両であることを認識し、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。

ハンドルキーパー運動

「自動車仲間と飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という運動

こんなに厳しい。飲酒運転の処罰

罰則	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
また飲酒運転には厳しい行政処分が科せられます。		
	酒酔い運転	「35点」(運転免許の欠格期間3年)
	酒気帯び運転	アルコールの濃度が呼気1リットル中0.25mg以上は「25点」(運転免許欠格2年) アルコールの濃度が呼気1リットル中0.15mg以上0.25mg未満は「13点」
※酒気帯び運転では、 <u>0.25mg/ℓ以上は即免許取消に、0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満でも長期の免許停止となります。</u>		